

令和 8 年度東近江市健康ガイドブック作成業務 仕様書

1 概要

市民の暮らしに役立つ保健・子育て等に関する情報の提供を目的として、保健センター等で実施する保健事業内容と地域の生活情報として企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け情報誌である「健康ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を東近江市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

2 業務内容

- (1) ガイドブックの製作に必要な行政情報以外の情報の収集
- (2) ガイドブックの企画、編集、印刷及び製本

3 規格等

- (1) 作成予定部数 43,000 部
- (2) 規格 A 4 版 20 ページ以内
フルカラー
- (3) 主な内容 行政情報（各種健診、健康相談、予防接種ほか）
地域情報 広告等
- (4) 広告の掲載 全紙面に対する広告の割合は、30 パーセント以下とする。
東近江市広告掲載取扱要綱(平成 20 年東近江市告示第 244 号)を遵守するものとする。
- (5) その他 広告募集依頼先には、丁寧な対応・説明を行うこと。
環境への配慮をすること。

4 納期

令和 8 年 3 月 11 日（水）まで

5 その他

- (1) 事業者は、ガイドブックに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得る収入は、事業者に帰属するものとする。
- (2) ガイドブックの企画、編集、印刷、製本等に係る費用は、事業者が全額負担するものとする。
- (3) 行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問合せがあれば事業者が対応す

ることとする。

- (4) 市が複写した印刷物にデザイン、イラスト等を使用することを認め、そのための適正な手続を取ること（他の刊行物からの無断転写転載等著作権の侵害となる行為をしないこと。転載等を行う場合は、著作権の帰属について確認し、その利用承諾等の手続を取ること。）。
- (5) 文字データ（ワード形式）及び写真についてはデータ渡しとするが、紙ベースの原稿イメージに基づき、表紙デザイン、本文レイアウト及びマップ制作を行うこと。
- (6) 納品したファイルについては、インターネット上の市のホームページへの掲載を了承すること。
- (7) 最終校了日は、令和8年2月末日までとする。
- (8) 校正日等のスケジュールは、事業者と協議して決定する。
- (9) 成果物の完成データは、PDF形式（全頁1データ及び各頁1データ×全数）で納品すること。納品はCD-Rとする。
- (10) 広告内容については、事前に健康推進課と協議すること。
- (11) 広告掲載については、東近江市内の医療及び福祉系施設を中心とすること。
- (12) 病院（医療系クリニックを含む）、歯科医院及び調剤薬局については、一般社団法人東近江医師会、一般社団法人湖東歯科医師会及び東近江薬剤師会の各会員全てに対し、広告掲載の営業を行うこと（事前に、市から各会に対し、事業者が広告掲載営業のため訪問する旨の通知を行う。）。